

③

令和 6 年 9 月

## 第 3 回徳島市議会定例会議案

( 条 例 議 案 )



## 目 次

	ページ
議案第 6 3 号 徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	1
議案第 6 4 号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	4
議案第 6 5 号 徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	5
議案第 6 6 号 徳島市立保育所条例等の一部を改正する条例を定めるについて .....	6
議案第 6 7 号 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	8
議案第 6 8 号 徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	9
議案第 6 9 号 徳島市新型コロナウイルス感染症対策条例を廃止する条例を定めるについて .....	1 1



徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めるについて  
徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

徳島市附属機関設置条例（昭和 2 8 年徳島市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「定が」を「定めが」に、「  
基く」を「基づく」に改める。

第 2 条の表中「事項」を「事務」に、「同規程」を「同令」に改める。

第 3 条の表を次のように改める。

名称	担任する事務
徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会	徳島市立小学校及び中学校の適正規模，適正配置及び通学区域並びに教育環境の整備に係る必要な事項についての調査及び審議に関する事務
徳島市奨学生選考委員会	奨学金の貸付を受ける者の選定等についての審議に関する事務
徳島市文化財保護審議会	文化財の指定，保存及び活用に関する専門的及び技術的な事項の調査及び審議に関する事務
徳島市教育支援委員会	障害のある幼児，児童及び生徒の適切な就園及び就学並びにその後の一貫した支援に係る必要な事項についての調査及び審議に関する事務

附則ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年徳島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

附属機関の委員の報酬額表

区分	種別	報酬額
徳島市都市計画審議会の委員	日額	7,350円
徳島市景観審議会の委員	日額	7,350円
徳島市名誉市民推薦審議会の委員	日額	7,350円
徳島市情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額	7,350円
徳島市行政不服審査会の委員	日額	7,350円
徳島市プロポーザル方式による事業者選定審査会の委員	日額	7,350円
公務災害補償等認定委員会の委員	日額	7,350円
公務災害補償等審査会の委員	日額	7,350円
公務災害見舞金審査委員会の委員	日額	7,350円
徳島市職員の失職の例外措置に関する審査委員会の委員	日額	7,350円
徳島市職員懲戒審査委員会の委員	日額	7,350円
徳島市特別職議員報酬等審議会の委員	日額	7,350円
徳島市職員倫理審査会の委員	日額	7,350円
指定候補者選定委員会の委員	日額	7,350円
徳島市人権擁護施策推進審議会の委員	日額	7,350円
徳島市住居表示整備審議会の委員	日額	7,350円
徳島市交通安全対策会議の委員	日額	7,350円
徳島市放置自転車対策審議会の委員	日額	7,350円
徳島市スポーツ推進審議会の委員	日額	7,350円
徳島市民生委員推薦会の委員	日額	7,350円
徳島市保健衛生審議会の委員	日額	7,350円
徳島市国民健康保険運営協議会の委員	日額	7,350円
徳島市介護認定審査会の委員	日額	17,400円
徳島市障害支援区分審査会の委員	日額	17,400円
徳島市子ども・子育て会議の委員	日額	7,350円
徳島市中小企業振興対策委員会の委員	日額	7,350円

徳島市立食肉センター運営協議会の委員	日額	7, 350円
徳島市中央卸売市場開設運営協議会の委員	日額	7, 350円
徳島市建築審査会の委員	日額	7, 350円
徳島市緑化審議会の委員	日額	7, 350円
徳島市防災会議の委員	日額	7, 350円
徳島市国民保護協議会の委員	日額	7, 350円
徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会の委員	日額	7, 350円
徳島市奨学生選考委員会の委員	日額	7, 350円
徳島市青少年問題協議会の委員	日額	7, 350円
徳島市文化財保護審議会の委員	日額	7, 350円
徳島市立図書館協議会の委員	日額	7, 350円
徳島市立徳島城博物館協議会の委員	日額	7, 350円
徳島市立考古資料館協議会の委員	日額	7, 350円
徳島市教育支援委員会の委員	日額	7, 350円

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を定めるについて  
徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例  
徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年徳島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の13の項中「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削り、同表の19の項中「若しくは特例給付」を削る。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する  
条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一  
部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

徳島市長 遠 藤 彰 良

徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例  
の一部を改正する条例

徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令  
和 4 年徳島市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「以下「法」を「次条において「法」に改める。

第 2 条第 1 号ア中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「  
以下この号に」を「イに」に改める。

附則第 1 項の前の見出しを削る。

附則第 2 項を削り，附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

徳島市立保育所条例等の一部を改正する条例を定めるについて  
徳島市立保育所条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市立保育所条例等の一部を改正する条例

(徳島市立保育所条例の一部改正)

第 1 条 徳島市立保育所条例（昭和 39 年徳島市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

(保育停止又は退所)

第 7 条 市長は、乳児又は幼児が感染症にかかっているときその他保育所の管理上必要があると認める場合は、当該乳児又は幼児の保育を停止することができる。

2 市長は、保育所の管理上特に必要があると認める場合は、退所の処分をすることができる。

別表の徳島市立富田保育所の項及び徳島市立昭和保育所の項を削る。

(徳島市立幼稚園条例の一部改正)

第 2 条 徳島市立幼稚園条例（昭和 39 年徳島市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表の徳島市立富田幼稚園の項を削る。

(徳島市立認定こども園条例の一部改正)

第 3 条 徳島市立認定こども園条例（平成 29 年徳島市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「（登園停止又は退園）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により感染症にかかっている園児等の登園を停止させる場合のほか、認定こども園の管理上必要があると認める場合は、登園の停止を命ずることができる。

第11条第2項中「とき」を「場合」に改める。

別表中

「

徳島市立勝占認定こども園	徳島市勝占町中須155番地の2	120人
--------------	-----------------	------

を

「

徳島市立富田認定こども園	徳島市富田橋2丁目28番地	120人
徳島市立勝占認定こども園	徳島市勝占町中須155番地の2	120人

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて  
徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

徳島市国民健康保険条例（昭和38年徳島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「，若しくは」を「，又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

(徳島市公民館条例の一部改正)

第 1 条 徳島市公民館条例（昭和 39 年徳島市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表の徳島市住吉・城東公民館の項及び徳島市応神公民館の項を削る。

(徳島市地区コミュニティセンター条例の一部改正)

第 2 条 徳島市地区コミュニティセンター条例（昭和 50 年徳島市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の徳島市上八万コミュニティセンターの項及び徳島市一宮コミュニティセンターの項を削り、同表の徳島市入田コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

徳島市上八万コミュニティセンター	徳島市上八万町樋口 6 1 番地
徳島市一宮コミュニティセンター	徳島市一宮町東丁 2 3 4 番地の 2

別表第 2 の徳島市渭東コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

徳島市住吉・城東コミュニティセンター
--------------------

別表第 2 中

「

徳島市上八万コミュニティセンター
徳島市一宮コミュニティセンター
徳島市入田コミュニティセンター

を

」

「

徳島市入田コミュニティセンター
徳島市上八万コミュニティセンター
徳島市一宮コミュニティセンター
徳島市応神コミュニティセンター

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

徳島市新型コロナウイルス感染症対策条例を廃止する条例を定める  
について

徳島市新型コロナウイルス感染症対策条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年9月6日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市新型コロナウイルス感染症対策条例を廃止する条例

徳島市新型コロナウイルス感染症対策条例（令和3年徳島市条例第39号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。